

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 26 日（月）13 時 15 分～13 時 45 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
 - ・ 原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
片岸安全審査官、塩見安全審査官
 - ・ 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、平成 29 年 6 月 23 日の面談のコメントについて、下記の通り説明があった。
 - 保安措置第 11 条の水位安定エリアの定義について、建屋全体が水位安定エリアになることの無い表現とし、加えて一部の限定されたエリアにのみ適用される表現に適正化する予定。
 - 原子力規制庁は、説明を受けた内容について了承した。